



結婚新生活支援補助金

～新婚世帯の新生活を応援します！～



最大 夫婦がともに
30万円 29歳以下なら
最大60万円

対象期間：令和4年1月1日(土)～令和5年3月31日(金)に結婚された世帯
申請期間：令和4年7月1日(金)～令和5年3月31日(金)まで
※予算に達した時点で受付を終了する可能性があります。

対象経費

- 住宅の賃借費用（賃料、共益費、礼金、仲介手数料）
 - 住宅の取得費用（購入費、建築費）
 - 住宅のリフォーム費用
 - 引越し費用（引越し業者、運送業者に支払った費用）
- 〔 ・ 住宅手当等が支給されている場合は、支給分を差し引いた額が対象
・ 賃料、共益費については、婚姻日より1か月前の同居した日から対象 〕



対象世帯

- 対象期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - 婚姻届が受理された時点で、夫婦がともに39歳以下
 - 令和4年度(令和3年中)の夫婦の所得額が400万円未満の世帯
- 〔 ・ 給与所得の場合、夫婦の収入540万円程度が目安。
・ 結婚等を機に離職し申請時に無職の場合は、離職した方の所得は0円とみなします。
・ 貸与型の奨学金を返済している場合は、令和3年1月1日～令和3年12月31日までの返済額を差し引いた額を所得とします。 〕
- 過去にこの制度に基づく補助金を受けていないこと
 - 申請時に、夫婦が申請に係る住宅に住所を有していること
 - 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請対象の住宅に定住する意思があること



詳細は焼津市HPをチェック！

<https://www.city.yaizu.lg.jp/g02-001/chihouseisei/kekkon2.html>

行政経営部 政策企画課（本庁舎4階）
電話：054-626-2141 メール：kikaku@city.yaizu.lg.jp



申請手続きの流れ

申請書類の提出

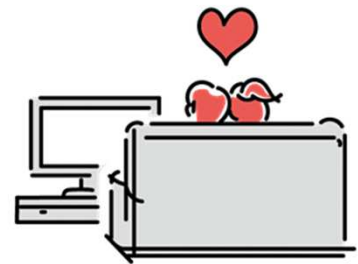
令和5年3月31日(金)までに、次の書類を不備なくそろえて提出してください。

	確認	書類
※①		結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式又は第1号の2様式)
②		婚姻届受理証明書(婚姻届を提出した自治体にて取得)又は婚姻後の戸籍謄本(本籍地にて取得)
③		住民票(世帯全員の記載があるもの)
④		夫及び妻の令和4年度の課税(所得)証明書(令和4年1月1日時点で住民登録のある自治体にて取得)
⑤		離職票又は雇用保険被資格者証の写し (婚姻を機に離職し、申請時に無職の場合)
⑥		貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
※⑦		夫及び妻の住宅手当支給証明書(第2号様式)
※⑧		購入の場合：住宅の購入又は新築に係る契約書(新規申請世帯のみ) 領収書又は支払いが確認できる書類の写し 賃貸の場合：住宅の賃貸借契約書の写し(新規申請世帯のみ) 賃料等の領収書又は支払いが確認できる書類の写し
⑨		リフォーム費用に係る契約書の写し及び領収書又は支払いが確認できる書類の写し
⑩		転居に係る領収書又は支払いが確認できる書類の写し (転居費用に係る補助金の交付を申請する場合)

※継続補助申請世帯に該当する方は、「※」の書類を揃えて申請してください。

市から交付決定兼確定通知を発送

焼津市から申請者へ審査の結果を通知します。



請求書の提出

通知を受け取ったら、「請求書(第4号様式)」に必要事項を記入して、焼津市政策企画課へご提出ください。

補助金の振込み

内容を確認し、請求された金額を申請者へ振り込みます。